

◎ ゆうちょ銀行・郵便局
の指定について

埼玉県、東京都、神奈川
県、千葉県、群馬県、栃木
県、茨城県及び山梨県所在
以外のゆうちょ銀行・郵便
局を、特別徴収税額の納入
に利用される場合、当市の
収納取扱店（局）として指
定する必要があります。当
初納入される際、右の「指
定通知書」に利用されるゆ
うちょ銀行名・郵便局名を
記載のうえ、そのゆうちょ
銀行・郵便局に提出してく
ださい。

き
り
と
り
線

年 月 日

店(局)長様

埼玉県越谷市長



指定通知書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項（同法第328条の5第3項に
おいて準用する場合を含む。）の規定により、当市の市民税、県民税
及び森林環境税特別徴収税額の収納取扱店(局)に指定しましたので
ご通知します。

1. 認 可 番 号	東 貯 業 ス 第 5 4 4 号
1. 口 座 番 号	00190-1-960381
1. 加入者の名称	越 谷 市 会 計 管 理 者
1. 取りまとめ店	ゆうちょ銀行東京貯金事務センター